

# 鳥羽市景観計画について

建設課まちづくり整備室 ☎ ②5 1175

市では、良好な景観を形成するため、鳥羽市景観計画を運用しています。行為（建築物の新築、増築、色彩の変更など）の種類によって、届け出を義務づけていますので、届け出が必要な行為についてお知らせします。

## どんな時に届け出が必要なの？

- ・鳥羽市景観計画では、市全域を景観計画区域に定め、地区に応じた魅力ある景観形成に取り組むため、景観区域内を7つのゾーンに区分しています（図1）。
- ・届け出が必要となるのは、例えば建築物や工作物においては、原則、高さ10mを超えるものまたは建築面積500㎡を超えるものが基準となっています（建築物や工作物以外でも、届け出が必要な場合があります）。なお、基準を満たしていなくても、原則、全ての行為において届け出が必要となるゾーンがあります（図2）。

※鳥羽湾眺望重点ゾーンおよび眺望保全ゾーンについては、7つのゾーンに加え視点場から視認できる部分について別途基準が適用されます。

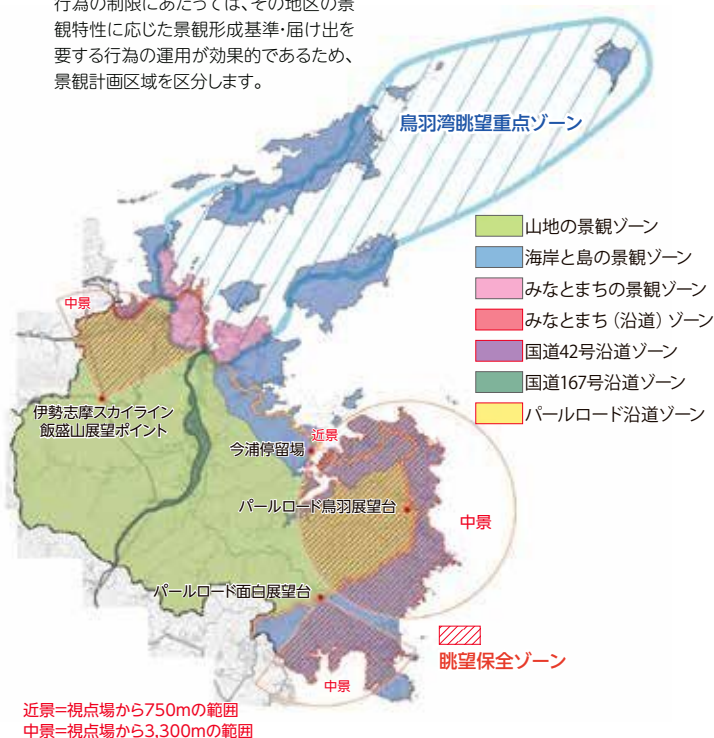
## （図2）景観届出基準



## （図1）景観計画区域のゾーニング

### 景観計画区域

行為の制限にあたっては、その地区の景観特性に応じた景観形成基準・届け出を要する行為の運用が効果的であるため、景観計画区域を区分します。



## これって、届け出は必要なの？

Q：外壁の塗装が劣化してきたので、塗り直したい。届け出は必要？

A：既存の建物が届け出を要する規模を超える場合や原則全ての行為において届け出が必要となるゾーンでは、外壁の素材や塗料は経年劣化により退色しているため同色の塗り替えであっても景観に影響する可能性があり、事前協議および届け出が必要です。なお、色彩については以下のとおりゾーンごとに基準を設定しています。

山地の景観ゾーン・海岸と島の景観ゾーン・国道167号沿道ゾーン・パールロード沿道ゾーンの色彩基準

対象	色相*	明度	彩度
外壁基調色	R、YR、Y	—	4以下
	その他		1以下(無彩色を含む)
屋根色	R、YR、Y	7以下	4以下
	その他		2以下(無彩色を含む)

\*マンセル値で表記

みなとまちの景観ゾーン・みなとまち(沿道)ゾーン・国道42号沿道ゾーンの色彩基準

対象	色相*	明度	彩度
外壁基調色	10R～5Y	8以上の場合	4以下
		8未満の場合	6以下
	R、5.1Y～10Y	—	4以下
屋根色	10R～5Y	7以下	6以下
			R、5.1Y～10Y
	その他		2以下(無彩色を含む)

くわしくは、建設課まちづくり整備室へ問い合わせるか、ホームページを確認してください。



鳥羽市景観計画について